

令和8年度 なはまぐろ PR 活動促進及び消費活性化支援事業 業務委託仕様書

1 事業目的

沖縄県は全国有数の生鮮マグロの産地であり、県内水揚げ量の約半数が本市の泊漁港で水揚げされている。本市では、令和5年度に策定した「なはまぐろブランド戦略」に基づき、市魚マグロの認知度向上、消費活性化、付加価値向上に取り組んでいる。

本事業においては、ブランド戦略に基づく取組として、「なはまぐろ」の商品価値を効果的かつ効率的に伝えるため、SNSやポスター、パンフレット、イベント開催などのPR、プロモーション活動を通じて、市民・県民・観光客への積極的な訴求、販売促進や消費活性化を図っていく。これにより、「なはまぐろ」の認知度を向上させ、漁業者の労働生産性や価値の向上による所得の向上、関係企業や団体等の収益向上を図ることを目的に実施する。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務内容

(1) 「なはまぐろ」を取り扱う事業者の探索

「なはまぐろ」を取り扱う市内事業者（以下「取扱事業者」という。）約40者（社）程度を新規で探索し、当該事業者に対し「なはまぐろ」のブランド化推進の目的や各種取組等を伝えながら、さらなる理解促進を図るとともに、必要な関連情報をまとめ公式ホームページへ取扱店舗として掲載し、効果的な誘客に繋がる仕掛けを提案すること。また、「なはまぐろ」取り扱い店舗の探索手法についても提案すること。

(2) 「なはまぐろ」シールの効果的な活用方法の調査・検討及び活用促進

- ① 「なはまぐろ」シールを市内の小売店舗や鮮魚店等で活用するための課題を抽出すること。課題の抽出手法について提案すること。
- ② ①で抽出した課題を分析し、対応策について検討すること。
- ③ ②で検討した対応策に基づき、「なはまぐろ」シール活用可能な小売店舗や鮮魚店等を探索し、「なはまぐろ」シールの活用促進を行うこと。

(3) 情報発信

「なはまぐろ」ブランドキャッチコピーや価値等を効果的かつ効率的に周知広報する情報発信手法をターゲットごとに分けて提案すること。情報発信手法については、市と協議のうえ、決定するものとする。

①PR ツールの作成及び効果的な活用

令和7年度にリニューアルを行い制作及び配布を行っている「なはまぐろPRツール(のぼり旗、ミニのぼり、ポスター、シール(以下「PRツール」という。))」の仕様や様式を引き継ぎ、なはまぐろ取扱事業者に対し、PRツールの店舗等での活用に関する要望調査を実施し、必要数を確認すること。必要見込数を市と調整のうえPRツールを製作し、製作後は速やかに取扱事業者へ配布すること。PRツールの配布及び効果的な活用については、効果的なPRが可能な配布先及び効果的な活用方法を提案すること。配布数及び配布場所については市と協議のうえ、決定するものとする。また、令和7年度に作成したパンフレット及び取扱店舗ガイドブックについて、記載されている情報を一冊にまとめたミニ広報誌を作成し、効果的なPRが可能な配布先へ配布し効果的な活用をすること。

【令和8年度配布について】		
配布数	・のぼり旗(スリムショート)	300本程度
	・ミニのぼり旗(クリップ式スタンド)	150本程度
	・ミニのぼり旗(スタンド)	300本程度
	・ポスター	300枚程度
	・シール	200,000枚程度
	・ミニ広報誌	20,000部程度

②周知広報

「なはまぐろ」の魅力を発信するため、公式ホームページや民間の広告媒体等を通じて、多くの人に情報を届け、認知度向上を図る。公式ホームページの運営管理、SNS公式アカウントの作成及び運営管理等を含め、積極的にPR・プロモーション活動を展開すること。公式Facebookの運営管理(上記SNS公式アカウントへの統合検討を含む)を行うこと。下記のPR・プロモーション活動について提案すること。

ア) 地元客向けPR・プロモーション活動

例: 県内テレビ放送や県内ラジオ番組放送など。

「なはまぐろ」LINEスタンプの作成及び無料配布。

イ) 国内観光客向けPR・プロモーション活動

例: 那覇空港内での広告掲示、ポスター掲示、動画再生など。

モノレール車両のラッピング、モノレール駅構内での広告掲示など。

SNS(TikTok、Instagram等)での情報発信

全国放送のテレビ番組。

ウ) インバウンド向け PR・プロモーション活動

例:インバウンド(台湾等)によく利用されている観光情報サイトやSNS (TikTok、Instagram 等) への掲載。

③なはまぐる楽曲及び店舗用 PR 動画の発信機会の創出

令和 7 年度に作成したなはまぐる楽曲及び店舗用 PR 動画を活用し、さらなるなはまぐるの認知度向上にむけたプロモーション活動を展開するための提案をすること。プロモーション活動の実施にあたっては、市と協議のうえ、決定するものとする。

(4) 市場の魅力創出・消費者誘客支援

「なはまぐる市場」及び「泊いゆまち」の魅力創出と誘客促進による消費活性化を目指し、イベント等を実施又は支援すること。実施にあたっては、「なはまぐる市場」及び「泊いゆまち」を訪問し十分なヒアリングを行い、最適な支援内容の提案をすること。

(5) 市場外での PR 及び消費活性化

「なはまぐる」のタッチポイントを増やすため、泊漁港エリアにとどまらない PR 及び消費活性化に繋がるイベント等の取組を提案すること。イベント等の実施にあたっては、市と協議のうえ決定するものとする。

例:市内小売店舗(イオン琉球、サンエー等)と連携し「なはまぐる」を使用した解体ショー、試食配布等のイベントを開催。

(6) 調査業務

①アンケート調査

以下の内容で「なはまぐる」の認知度に関するアンケート調査及び分析を実施する。なお、アンケートの実施時期・実施方法等は市と協議のうえ決定する。

ア 対象者及び必要サンプル数

アンケートの対象は市民・県民とし、必要サンプル数は 4,000 件以上(市内:800 件程度、市外:3,200 件程度)とする。

イ 質問数・質問内容作成

アンケートの質問数は 7 問以上とし、本業務の効果検証及び今後どのような方向性で「なはまぐる」の PR を進めることで、認知度向上や消費促進、価値向上等につながるか勘案したうえで質問を作成する。また、その理由を踏まえ市と協議のうえ決定する。

ウ 集計・分析

アンケート調査により収集した回答を男女別、年齢別に集計し、回答から得られる情報と「(6)②泊漁港エリアの来場者数調査」を踏まえて、今後の「なはまぐる」の認知度向上及び消費促進、価値向上等の観点をもって分析を行い課題点や改善点、次年度に向

けての施策を業務完了報告書に盛り込むこと。

②泊漁港エリアの来場者数調査

本事業の効果測定を行うため「なはまぐる市場」及び「泊いゆまち」に設置されている AI カメラを活用し、来場者数の測定を行い業務完了報告書にまとめること。

(7) 本事業の進捗確認等を踏まえ持続可能な取組に向けた提言

本事業の開始以降、適宜、市場各店舗とコミュニケーションを図りながら、ニーズを聴取し本事業へフィードバックを行い、修正も含め反映するものとする。なお、本事業完了後には、受託事業者として事業遂行を通じて見えた課題や改善点等を洗い出し、整理したうえで、次年度以降への持続可能な取組に向けた提言をするものとする。

(8) 管理・運営業務

本事業において、問い合わせへの対応や業務の進捗管理等の実施に関する全ての管理・運営を行う。

(9) 事務管理業務

① 実施計画の策定

業務実施方針及び業務内容、事業スケジュール、業務責任体制等を示した実施計画を策定すること。また、印刷物を 1 部、電子データも併せて提出すること。

② 業務責任体制の明確化等

本事業の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務責任体制を示すこと。本事業の期間中は、専任の担当者（委託者との連絡調整担当者）を配置すること。

なお、業務責任体制に欠員が生じた場合は、速やかに同等又はそれ以上の経歴を有する代替者を充てられる体制を整えること。

③ 会議の開催

業務進捗状況の定期報告（月 1 回以上）、必要に応じて協議を目的とした会議を適宜開催すること。会議については、事必要に応じて事前に「なはまぐる市場」や「泊いゆまち」からヒアリングを行い、現場の意見及び状況を確認したうえで開催すること。

④ 許認可手続

本事業の実施に必要な法令や条例等の規定に基づく申請や許認可手続は、原則として受託事業者が行うこと。

⑤ 資料等の整備と保存

本事業で使用した資料等を整理し保存すること。

⑥ 業務完了報告

本事業が完了したときは、本市の確認を経て、次の成果物を速やかに提出すること。

- ・実施アンケート原票、集計に使用した電子データ（エクセルで使用できるファイル形式であること）
- ・広報媒体及びその電子データ
- ・全ての写真・動画等の素材

※本計画書は、契約時に提出するが、修正があった場合は適宜提出すること。

- ・業務完了報告書（紙 1 部及び電子データ 1 式）

⑦ リスク管理

想定されるリスクを抽出し、これの適切な管理及び対応を行うこと。

⑧ 費用負担

「3 業務内容」の各業務にかかる費用については、当該委託料から負担するものとする。これには、労務費、材料費、交通費、通信費、法定手続きにかかる費用、ならびにその他の関連経費が含まれる。各業務において想定する費用については、「様式 3」にて詳細に記載し提案すること。また、受託事業者は、業務履行にあたり予算管理を徹底し、効率的かつ適正に委託料を使用する責任を負うものとする。さらに、本仕様書に定める条件を遵守するため、本市と事前に必要な確認および調整を行うこととする。

4 業務実施における留意事項

(1) 資料の提出及び説明等の協力について

本業務は沖縄振興特別推進市町村交付金を活用するものであり、交付金の適正な執行を確認するため、本仕様書に定める成果物以外にも必要に応じて資料の作成やエビデンスを求める場合がある。その際は求めに応じ、積極的に協力すること。

(2) 経費対象

本業務の実施に係る一切の経費（調査費、消耗品費、通信運搬費等）は委託の請負契約金額に含む。また、経費支出に係る帳票等（見積書、契約書、納品書、請求書等）は、本市からの照会対応として契約期間終了後 5 年間は整理保存すること。

(3) 契約不適合責任等

本市に引き渡した報告書等の成果物の内容についての不適合（不備）が認められる場合において、引き渡しを受けた後 1 年以内にその旨を通知したときは、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(4) 業務適用範囲の確認

本仕様書に記載の無い事項であっても、その他の甲が必要と認める業務、または社会一般に実施される業務項目は、本業務の範囲とする。なお、当該項目について疑義があるときは、受託者は本市と協議することが出来る。

(5) 業務成果の帰属等

① 知的財産権等の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、原則として那覇市へ帰属する。

② 著作権や知的財産権等の処理

第三者の著作権や知的財産権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとし、那覇市は責任を負わない。

(6) 双方協議

本業務の実施にあたり、疑義等が生じた場合は、双方協議の上決定する。

以上